

建築士事務所の更新登録

建築士事務所登録の有効期間は5年間です。更新の登録を受ける場合、建築士事務所開設者は有効期間満了日の30日前までに更新申請をしてください。

(建築士法施行規則第 18 条)

なお、更新申請は有効期間満了日の2ヶ月前から受付を行っています。

■申請に必要な書類 <正・副2部(副本はコピー可)提出>

①登録申請書(建築士法施行規則第 20 条関係第 5 号書式)	*****	第一面
所属建築士名簿	*****	第二面
役員名簿【法人のみ添付】	*****	第三面

②添付書類

●個人の場合

- ・業務概要書【添付書類(イ)】
- ・略歴書【登録申請者 添付書類(ロ)】
- ・略歴書【管理建築士 添付書類(ロ)】
(※登録申請者と管理建築士が同じ場合は 1 枚で可)
- ・誓約書【添付書類(ハ)】
- ・建築士事務所装備状況一覧【添付書類(ニ)】
- ・建築士事務所装備状況写真【添付書類(ホ)】
- ・建築士定期講習修了証の写し(管理建築士を含む所属建築士全員分)

※注意※

未受講の場合は受講する旨の誓約書(任意書式)添付。

●法人の場合(上記個人添付書類に加え)

- ・定款の写し

《原本証明》 最終ページの余白部分に「原本に相違なし」と記述し
年月日・法人名称・代表者氏名役名を記入

- ・履歴事項全部証明書の原本を正本に添付。副本は写しでも可。

登記事項証明書は、3ヶ月以内に発行されたもの。

※注意※

定款および登記の事業目的欄:建築士事務所の業務内容の記述が必要。

■登録手数料■

(一級)17,000円 (二級・木造)12,000円

手数料は、郵便局の「払込取扱票」により現金振込み(振込みに要する費用は登録申請者の負担)又は、当協会窓口での現金支払いも可。

■振込先■(※振込手数料はご負担ください)

指定口座(郵便局・ゆうちょ銀行)

口座記号番号 : 00590-6-83895

加入者名(受取人) : 一般社団法人長野県建築士事務所協会

(フリガナ) : イッパンシャダンホウジン ナガノケンケンチクジムシヨキョウカイ

受領証又は、受付証明書の原本を申請書(第一面)正本の裏面に添付。

郵送用封筒及び郵便局での「払込取扱票」は印刷作成の上、支部事務局に備え置きます。

■提出先・問い合わせ先

長野県指定事務所登録機関

一般社団法人 長野県建築士事務所協会

〒380-0936 長野県長野市岡田町 124-1 長水建設会館2階

(当協会ホームページ <http://www.nsjk.com> を参照ください)

Tel 026-225-9277 Fax 026-225-9278

申請書の提出は郵送(簡易書留)による受付も取り扱います。但し、登録通知書及び登録申請書(副本)の**返信用封筒(切手貼付)も同封の上**、提出してください。